

利益相反管理方針の概要

金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。こうした状況の中で、藍澤証券株式会社（以下「当社」と言います。）においても、お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

当社は、金融商品取引法の規定に基づき利益相反管理方針（以下「本方針」という。）を定めましたので、その概要を公表します。

当社は、本方針に従って利益相反取引に対する管理体制を整備し、お客様の利益が不当に害されることがないように努めてまいります。

1. 利益相反のおそれのある取引の特定・類型化および特性に応じた管理の方法

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当社または当社グループ会社（以下「当社等」と言います。）とお客様の間の取引のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引です。

利益相反は、①当社等とお客様の間、②当社等のお客様と当社等の他のお客様の間で生じる可能性があります。

なお、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社および当社グループのレピュテーションに対する影響がないか等の事情も総合的に考慮いたします。

金融商品取引法その他の法令上で禁止されている行為であっても、「利益相反のおそれのある取引」に該当するもの以外は本方針の対象となっておりません。

(2) 取引の類型及び特定

当社は、利益相反のおそれのある取引について、その特性に応じた適切な方法を選択し、管理します。

(3) 取引の類型と管理方法

類型	利益相反のおそれのある取引	管理方法（例）
1	利害が対立している取引	(1)取引状況の変更 (2)一方取引の中止 (3)お客様への事実の開示 (4)その他の方法
2	同一の対象に対して競合する取引	(1)お客様への事実の開示

		(2)他方当事者との取引の中止 (3)その他の方法
3	当社等がお客様の関係を通じて入手した 情報を利用した取引	(1)部門間の情報の遮断 (2)お客様への事実の開示 (3)取引の中止 (4)その他の方法

(4) 利益相反のおそれのある取引の特定のプロセス

営業部門の役職員は、お客様との間の取引により取得した情報に照らして、上記(3)の類型に該当するおそれがあると判断した場合は、直ちに、営業部門の内部管理責任者および利益相反管理統括部署に報告し、「利益相反のおそれのある取引」の「特定」およびその「管理方法」の選定を行うことといたします。

2. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理統括者

当社は利益相反体制の整備およびその運用等に関する事項を統括する者として内部管理統括責任者を任命します。

(2) 利益相反管理統括部署

利益相反管理統括者の責任の下、当社のコンプライアンス部を、利益相反管理統括部署とし、利益相反管理に必要な情報を集約する体制を構築、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括します。

(3) 内部監査

当社の監査部は、利益相反管理統括部署をはじめ、利益相反管理に係る人的構成および業務運営体制について、内部監査規程等に基づき検証いたします。

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

対象取引は、当社または以下に掲げる当社グループ会社が行う取引です。

(当社グループ会社)

- (1) アイザワ・インベストメンツ株式会社
- (2) アイザワ 3 号投資事業有限責任組合
- (3) JAPAN SECURITIES INCORPORATED